

れているにもかかわらず、「お母さん大好き」などの好意を示すような、状況的に不適切な言葉がみられる場合も注意が必要である。

■ 2) ネグレクトにおける所見

(1) 全身的な所見

不潔による汚れ、臭い（不潔な皮膚状態）、栄養状態不良による体重増加不良、低身長などがみられる。

(2) 口腔領域の所見

保護者による管理がされていない、清掃不良による多数歯齶触、歯肉炎、歯周炎がみられる。また、学校健診などの歯科受診の指示に従わない場合も多い。

4 虐待予防へのネットワーク構築

■ 1) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援をはかるためには、関係機関のあいだで情報や考え方を共有し、適切な連携をしなければならない。子どもや保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場として、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が規定（児童福祉法第25条の2）され、地方自治体はその設置に努めている。また、厚生労働省は、地方自治体での要保護児童対策地域協議会の設置促進と、活動内容の充実に向けた支援を行っている。

(1) 市区町村子ども家庭総合支援拠点

市町村は、子どもや妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行う必要があり、子どもとその家庭や妊産婦などを対象に、実情の把握、子どもなどに関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問などによる継続的なソーシャルワーク業務までを行う拠点の整備を行っている。

(2) 児童相談所

児童相談所は、子どもに関する家庭などからの相談に応じ、子どもが有する問題や子どものニーズ、子どものおかれた環境の状況などを的確に捉え、子どもや家庭に適切な援助を行い、子どもの福祉をはかるとともに、その権利を擁護する。

厚生労働省では、児童虐待が発生したとき迅速で的確な対応ができるよう、児童相談所の体制強化を推進している。

■ 2) 児童虐待の早期発見、予防における小児歯科の役割

虐待の早期発見、予防においては、小児歯科が関与できることが多く、その役割が注目されている。小児歯科では、虐待の所見が如実に表れる口腔内の所見を見ることが可能だけでなく、診療台に上がった子どもの体幹の状態、来院した患児と母親の関係性を観察評価できるからである。また、小児歯科では、齶触や歯肉炎などの歯周疾患を評価するために、口腔衛生に関する関心度、1週間分の食事記録に加えて家族構成などの情報も採取する。

これらの内容は、児童のおかれた社会経済的背景なども評価できることから、児童虐待発見の端緒となりうる。こうした状況もふまえ、歯科医師、小児歯科医師は、児童相談所、

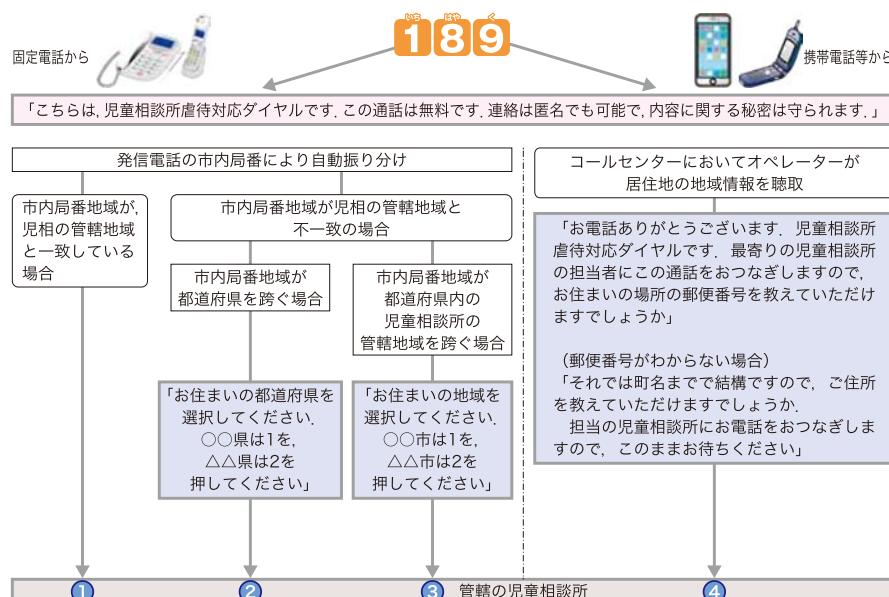


図 16-8 児童相談所虐待対応ダイヤルのフロー
(厚生労働省)

福祉事務所などの行政機関、保健センター、保健所、幼稚園・保育園・小学校・中学校などの各種教育機関とも連携して虐待予防に努めなければならない。

■ 3) 児童虐待の通告義務と通告先

児童虐待の通告は、児童福祉法第25条および児童虐待防止法第6条により規定されており、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、すみやかに市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならないこと、刑法の秘密漏泄罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、この通告をする義務の尊守を妨げるものと解釈してはならないことが定められている。これにより、児童虐待の通告はその義務が優先し、虐待の事実がなくても罰せられることはない。また、法律で規定されてはいいが、その他の通告先としては、保健センターや保健所などもあげられる。

■ 4) 児童虐待対策の現状と今後の方向性

図 16-5 に示したように、児童虐待相談対応件数は年々増加し、児童虐待による死亡事件も相次いでいる。その一方で、児童相談所、市町村での相談体制および社会的養護体制などの児童虐待に対する対策は不足しているのが現状である。この現状に対する課題としては、児童虐待の①発生予防、②早期発見、早期対応、③子どもの保護支援、保護者支援があげられており、それぞれに対して、子育て支援事業の普及・推進、虐待に対する通告の徹底と児童相談所虐待対応ダイヤルの周知、一時保護所の拡充、混合処遇の改善など必要な施策が推進されている。